

平成29年度全国高等学校総合体育大会
第67回全国高等学校スピードスケート競技・
フィギュアスケート競技選手権大会
山梨県実行委員会事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 山梨県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、平成29年度全国高等学校総合体育大会第67回全国高等学校スピードスケート競技・フィギュアスケート競技選手権大会（以下「大会」という。）を開催するため、平成29年度全国高等学校総合体育大会第67回全国高等学校スピードスケート競技・フィギュアスケート競技選手権大会山梨県実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）及び地方スポーツ振興費補助金交付要綱（昭和60年文部大臣裁定）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる経費及び補助率)

第2条 前条に規定する事業及びこれらに対する補助率は、別表1に掲げるとおりとする。

(補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 実行委員会は、補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、別に定める日までに、教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号の2）
- (2) 収支予算書（様式第1号の3）

(補助金交付の決定)

第4条 教育長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査のうえ適当と認められる場合は、速やかに交付の決定を行い、補助事業者に補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(補助金交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、教育長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、教育長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに教育長に報告し、その指示を受けること。

(実績報告書の様式、提出期限)

第6条 実行委員会は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添え、教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第4号の2）
- (2) 収支決算書（様式第4号の3）

(補助金の交付方法)

第7条 教育長は、必要があると認める場合には、実行委員会に対し、概算払いにより交付することができる。

2 実行委員会は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を教育長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第8条 実行委員会は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、教育長の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、

交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 実行委員会は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第6号）を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 教育長は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（書類の保管）

第9条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

附則

1 この要綱は、平成29年5月23日から施行する。

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表 1

補助区分	補助対象経費	補助率	軽微な変更
平成29年度全国 高等学校総合体育 大会 第67回全国高等 学校スピードスケ ート競技・フィギュ アスケート競技選 手権大会 山梨県実行委員会 事業	1 報酬 2 賃金 3 報償費 4 旅費 5 需用費 6 役務費 7 委託料 8 使用料及び賃借料 9 原材料費 10 備品購入費 (山梨県財務規則第139条第1項 第1号に規定する物品の購入) 11 公課費	定額	1 補助対象経費の 各費目間において、い ずれか低い額の20 %以内を増減させる 場合 2 補助事業の目的 の達成に支障をきた さない事業計画の細 部の変更であって、交 付決定を受けた補助 金の額の増額を伴わ ない場合